多様な分野の人々がつながりあうことで、ひととまちを元気にします。

住んでいる人が自分たちでプロデュースする「あわらの休日」。
あわらをいかに楽しむか?
あわらでいかに楽しむか?
休日の過ごし方が変わると、いつものまちが違って見えてきます。

住む人にとっては日常の舞台。見慣れた風景、見慣れたまち。職場や学校、家ではいつもの顔。
住んでいる人が「休日」を愉しんでいるまちなら訪れる人にとってもきっと魅力があるはず。

まずは自分たちが愉しもう。
awarartの活動の原点でもあり、ずっと大切にしたいことです。

awarart　　あわらとアートであわらーと　　わくわくしたいがはじまりでした

awarartは、あわらをフィールドに、まちとひとの魅力を生み出すネットワークです。あわら（awara）を舞台に、ワクワクした気持ち（art）で、誇りと愛着を持って暮らし続けことが大切と考え、「創る！遊ぶ！愉しむ！」をモットーに、魅力資源とひとをつなげる活動に取り組んでいます。
農業、旅館、自営業、会社員、主婦、学生、公務員など色々な分野・世代・地域の人が集まり、「いつでも、だれでも、どこからでも」参加できます。

発足のきっかけは、2006 年度の内閣官房が募集した全国都市再生モデル事業の応募で、541 件の応募の中から 139 件の一つとして採択されました。
テーマは、「生活観光の実現に向けて～アートで結ぶ北潟湖・丘陵地・温泉～」です。芦原町と金津町の合併により、海、山、北潟湖、吉崎御坊跡、丘陵地、田園、温泉と多彩な地域資源が集まるまちとなり、これらの地域資源の魅力を発掘し、資源とひとをつなげることによって、まちもひとも元気になる。その姿をみて来訪者も楽しくなるまちを提案しました。2008～2010 年度にはあわら市から市民コミュニティ活性化事業の委託を受け、資源とひとを結び、コミュニティ活性化の活動に取り組んでいます。

2009 年3月にNPO法人awarartを設立。約 20 名の会員を核に、入れかわり、立ちかわり、何十名ものメンバーの参加・協力でプロジェクトの進行・運営がされてきました。200 人を超えるメーリングリスト登録者により、「日々の暮らしや愉しい休日」を紡いでいます。

tempo　　みんなでつくるまちかど空間です

tempoはイタリア語で「時間」「時代」といった意味です。あなたならではの時間を、あなたならではのテンポでつくってくださいというメッセージを込めました。2007 年 12 月、芦原温泉街の空き店舗を借り、活用することにしました。半年かかって話し合い、「各地には情報を発信する案内所はあるけれど、情報を吸収するところはない」という発想から、地元の人や来訪者が知りたい情報や人材情報を吸収する拠点にすることにしました。
2007 年6月から「ただいま改装中！お気軽にお入りください」の貼り紙のもと、ボランティアを募って改装しました。ペンキ塗り、掃除、粗大ごみの撤去、展示など協力者が次々とあらわれ、8月に「情報吸収拠点tempo」をオープンしました。8～12 月まで情報吸収や活動の場として活用し、2008 年4月に「コミュニティスペースtempo」と改名しました。

tempoでは、awarartの自主企画として、絵画展、折形講座、コンサート、お茶会、寄席、写真展、苔玉講座、オープンカフェなど四季を通じて、ひと・食・文化・技が交差し、新しいコミュニティが生まれる催しをしています。
レンタルスペースとして、気軽に、いろいろな方にも使っていただいています。パソコン教室、ミーティング、個展、生け花教室、布小物講座、ライブなど、多くの人が個々に空間をつないでくれることで、まちかどに灯りがともり、春夏秋冬、朝昼晩と、それぞれに表情をみせてくれています。年間、延べ約 1,000 人の人が集う空間になりました。

いつも放課後プロジェクト　　人材ネットワークを構築するしくみをつくろう

人材ネットワークを構築するために、生まれた形態が「いつも放課後プロジェクト」です。
一人ひとりの趣味・技・空いた時間を持ち寄って、放課後のプログラムをつくるプロジェクトです。「365日稼働する、大人の学校をつくろう！」という提案からはじまりました。2009 年5月から、「どんな学校にする？」というミーティングに1年間費やし、理念や時間割、科目、教室、先生、生徒、部活、給食、遠足など、活動や催しを学校に例えながら、大人になってやってみたい課外授業や青春時代にできなかったことなどを出し合いました。
2010 年4月に開校ウィークを実施し、2週間の時間割をつくって、生け花遠足やアロマ講座、カイロプラクティックなどの保健・体育分野、科学実験など開催しました。その後、夏休み・秋休み・冬休みを経て、2011 年3月に「佐久島（愛知県）修学旅行」を実施。今年は、野に出て、山に出て、元気いっぱい、汗かいて、放課後をカタチにします。「よくわからないけど、面白そう」と感じた方は、ぜひ放課後プロジェクトへ。制服、校歌など、まだまだアイデア募集中です。

コラボレーション企画　　既存の枠組みを越えた取り組みで活性化の糸口を発見

awarartでは、県内外のさまざまな地域や分野の人たちや活動のコラボレーション企画に取り組んでいます。
今立の越前和紙の里連携した和紙と温泉をコラボ企画「折形講座」、奥越まんまるサイトと連携した「越前大野市と芦原温泉を結ぶ　自然体験ツアー　ぐるぐるめ 21」の2泊3日の自然体験教育ツアー、麺類組合青年部による店を越えた食堂づくり「弐00年堂」、創作の森ガラス工房による「グラスワークショップ 2010」によるアーティストと地元のマッチング、水といで湯の文化連邦との連携によるあわらの魅力発見ツアー、堺市の美原朝市やエコ・グリーンツーリズム・ネットワークとの農業ネットワークなど、既存の団体・組織の枠組みを越えた取り組みで地域の活性化の糸口を提案しています。
art、和文化、自然体験、旅、食、農などいろいろな分野で、あわらと異なる地・人・モノ・資源とコラボレーションすることで、それぞれの持ち味が深まったり、新しい魅力が生まれたりします。その差異を見て、驚き、感動することで、相手の魅力に触れ、自分たちの魅力に気付かされる、そんな関係が楽しいのです。

情報吸収・情報発信　　つながりの機能　世代や時代を超えて

時代とともに隠れ、埋もれゆく情報を吸収し、世代を超えて発信していくことが大切。「こんな人がいる」「あんなこと教えてもらいたい」「知らない風景がまだまだある」など、昔ながらの知恵や技を持った人材、季節ごとの風景、生活する人がいいなと思う隠れた魅力の情報を集めました。

これらの情報のマッチングの中から、「昔噺会」を開催しています。つるや旅館の女将、本陣飾りの名人稲田さん、溝江長氏を語る児玉和尚、越前瓦の西郡さん、蓮如を語れば日本一の吉崎公民館長、あらゆることを時系列で記録・発信する西田さん。その道のベテランがこの地に根づく歴史を教えてくれます。

県ののれん会による空き家情報収集やお土産屋さんの牧田さんによる「昔、この場所に何があったか思い出すマップづくり」、福井大学工学部建築建設工学科の学生約 30 名による空き地を活かす設計演習、環境芸術学会のシンポジウムによる風景写真など、さびしくなった温泉街や金津のまちなかを見つめ直す情報吸収もあります。今を生きる私たちが、いかに過去を吸収し、未来へ発信していくか。世代を超えて、つなげていかなければならないと思っています。

shop　　ものがたりをデザインしましょう

「tempo で何か売る物はないか」からスタートし、とうもろこしの成分からできたエコバックkna＋、地元産のブルーベリーや梨のジャム、苔玉など、awarartに縁のあるセレクト商品を販売しました。awarart のオリジナルデザイン商品として、スツール、テーブル、黒板、コンテナ、awarartロゴや縁台、組み合わせ自由な棚、苔玉、山に分け入って杉や木の実をとるところからはじまるクリスマスリースなどを制作・販売しています。

2010 年には、デザインチームも立ち上げ、チラシや製本のデザインや草刈りなど、関係ありそうでなさそうなことも、デザインに位置づけ、パッと見て「あっ、いいな」と感じるモノ・カタチづくりをめざしています。モノからはじまるモノガタリ。どうぞ、手にとってみてください。

風景　　特別ではないことの豊かさ

特別ではないことが豊かなことだとあわらの風景は教えてくれます。朝もや、大きな青空、地平線に沈む真っ赤な夕日は、田園や丘陵地、海岸の大きな海や大地があるから。麦や稲穂のゆらめきでみせるやさしい風も、雷、雪、嵐など荒れすさぶ風の音も、日常の暮らしの中に、何気なくあります。

壊れそうな風景、壊れた風景もあります。壊れそうな自然やまちに耳を傾け、再生し、創造していくことの原点は、世代や時代を超えて、みんなでかつてあった風景や営みを知り、みんなで語り合い、みんなでつくることなのだと思います。

日本らしい風景が残されていることに感謝しつつ、壊れた風景をみんなの手で、10 年、20 年と世代をつなげて創っていくことが、特別なことではない、衣食住のように暮らしと人々の心に息づくまちづくりにつながっていきます。

awarart の活動(2006～2012)

2006 年

■ガーデニング

金津まち歩き(コミュニティガーデン用地探し)	2006.9.20
コミュニティガーデン「土づくり講習会」	2006.9.26
ガーデニング講座「暮らしとまちを彩るグリーン＆フラワー」	2006.10.28
まちかどガーデニング「まちかどの風景をみんなでつくろう！コミュニティガーデン実践講座」	2006.11.3

■旅のプログラム

スロードライブ(北潟湖畔公園～吉崎御坊跡　環境にやさしい舟旅・サイクリング・コミュニティバスで愉しむ休日)	2006.10.29

■空き地・空き店舗対策

あわら温泉街の福井大学設計演習「あわら温泉街の都市デザイン～歩いて楽しい温泉街をつくる～」	2006.11.9～12.6
芦原温泉街の空き店舗活用　改装ミーティング	2006.12～2007.3

■人名図鑑(人材ネットワーク)

昔噺会「あわら温泉噺」	2007.2.26
人名図鑑＆マップづくり「Awara　go　round　town」(仁愛女子短期大学)	2007.1～3
企画・運営ミーティング	2006.7～2007.3(全 22 回)

2007 年

■コミュニティガーデン

天王区コンテナデザイン・ミーティング(県道路美化協定)	2007.10～12
天王区　花と緑の春祭り－コンテナ制作・カフェ・花市―	2008.3.20

■旅のプログラム

スロー・ド・ライフ～栗林で愉しむおいしい休日～	2007.10.13

■空き店舗対策

情報吸収拠点 tempo　改装	2007.4～2007.8
お囃子 tempo～情報吸収拠点オープン～	2007.8.5
湯かけまつり～カフェ　テンポ～	2007.8.8～9
苔玉づくり講座	2007.8.12
秋の苔玉づくり講座	2007.9.18
あーと tempo～あわら温泉の街角で愉しむアートな休日	2007.11.10
～栗林で集めた素材でつくる和紙あかり・消しゴムはんこ講座・あわら温泉まち歩きフォトライブ(環境芸術学会)～	
冬テンポ～クリスマスリース手づくり講座～	2007.12.3
冬テンポ～あかりテンポ～ライトアート・音楽の夕べ・温泉三昧～	2007.12.8
新春cafe、新春干支展	2008.1.1～6
新春おやじライブ	2008.1.4～5
春まちテンポ～消しゴムはんこ講座～	2008.1.20
春まちテンポ～和紙でつくるたまご雛～	2008.2.16

■人名図鑑(人材ネットワーク)

昔噺会　こたつでみかん～吉崎・北陸街道・金津を辿る記憶の風景・情景～	2008.3.20

2008 年

■コミュニティ景観づくり

先進地視察（守山市、近江八幡市）	2009.6.7
みんなで考えつくる公園ワークショップ（第1～3回）	2008.7.24、9.11、11.5
まち・景観デザイン・ワークショップ（第1～3回）	2009.2.24、3.24
天王区　花と緑の春まつり（コンテナ制作・剱岳わかば太鼓・カフェ）	2009.3.22

■旅のプログラムづくり

中国インバウンド誘客（第5次日中友好訪中）	2008.9.23～26
みんなで考えよう！あわらのまちづくりと観光―第5次日中友好訪中報告会＆ワークショップ―	2008.11.27

■まちの魅力づくり（awarart自主企画）　2008.11.23

折形講座―あわらで越前和紙と和の文化を楽しむ―（山根氏）	2008.12.16～19
wara art in awara―藁造形作家　村上裕介氏展示＆ワークショップ―（村上裕介氏　藁造形作家）	2009.1.10～25
クリスマスリース講座―剱岳の杉とひばと植物で作るオリジナルリース―（竹村律子氏）	2008.12.14～19
バレンタインに贈る寄せ植え―彼の卓上で育てよう！和風の心と愛―（竹村律子氏）	2009.2.11
第1回まちづくり勉強会「これからの時代のまちづくり・観光のあり方」（高田昇氏　立命館大学政策科学部　教授）	2009.2.3
第2回まちづくり勉強会「あわらの観光・まちづくりのしくみ」（高田昇氏　立命館大学政策科学部　教授）	2009.3.18
tempoでひなまつり―抹茶とお菓子＆はじめようカフェプロジェクト（宮越氏、白和荘女将、福寿荘女将）	2009.3.23

■まちの魅力づくり（tempoレンタル事業）

下出徳治個展	2008.4.29～5.7
ステンドグラス展	2008.5.17～18
花菖蒲展	2008.6.14～15
蜜蠟キャンドルづくり講座	2008.6.24
たねの会ミーティング	2008.6～2
陶芸教室	2008.7.6
初馬北斎遺作展	2008.8～9
フェアトレードカフェ・福井大学生	2008.8～9
おやじライブ	2008.10.11
パソコン教室	2008.7～12（毎週火）
グラスアート教室	2008.8～2009.3（毎週水）
おとなの美術展	2009.3.28～4.1

2009 年

■コミュニティ景観づくり

天王区　花と緑の春まつり（コンテナ制作・ガーデニングレクチャー・カフェ）	2010.3.21
みんなで考えつくる公園　お誕生会	2009.5.10
天王区　全国植樹祭　花植え	2009.6.7
JR芦原温泉駅前　イルミネーション点灯式	2009.11.14
金津灯りのまちづくりプロジェクト　クリスマスリースづくり講座	2009.11.29

■旅のプログラムづくり

ぐるぐるめ 21「越前大野と芦原温泉を結ぶ　自然体験ツアー」奥越まんまるサイト	2009.9.19～21
グラスワークショップ 2010「創作の森ガラス工房連携アートプロジェクト」	2010.2.28～3.6

■まちの魅力づくり（awarart自主企画）

薫風生け花展（大谷傳氏　松月堂古流）	2009.4.29～5.6
生け花体験講座（大谷傳氏　松月堂古流）	2009.5.16
蜜蠟キャンドル講座（多田あさみ氏）	2009.6.21
昔噺会「金津城主溝江長氏公の巻」	209.6.27
夕涼み寄席（二本松太鼓、落語　柳家ろべえ、春亭右乃香）	2009.7.25
縁日カフェ	2009.8.8～9
弐00年堂新装開店祭（主催：麺類業組合青年部）	2009.8.18
秋晴れ写真展（竹田貞夫）	2009.10.15～11.13
建築連盟坂井ブロック若手研修会（エコバックづくり講座＆苔玉講座＆地元料理）	2009.10.18
あわらお宝発見ツアー（苔玉講座＆ヘルシーそば料理講座）	2009.11.8、12
秋のもみじ寄席（マジックショー、落語　三遊亭天どん、三遊亭たん丈）	2009.11.15
ハッピー　お茶会　Xmas（宮越氏、白和荘女将・福寿荘女将）	2009.12.23
弐00年堂　第2弾 in セントピアあわら（主催：麺類業組合青年部）	2010.2.17

■まちの魅力づくり（tempoレンタル事業）

おとなの美術部	2009.4.1、2
遊び展「布小物講座」	2009.4.22～26
グラスアート教室	2009.4～7（毎週水）
たねの会　みつろう　キャンドルナイト	2009.6.21
生け花体験教室	2009.5～2010.3（月1）
布小物づくり講座	2009.5～2010.3（月1）
楽器づくり講座	2009.10～2010.3（月1）
写真部「ぼーらめーら」	2009.8～9
寄席鍋写真展	2010.2.19～26

■人材ネットワーク

まちづくり視察の受入（美しい坂井地区をつくる協会）	2009.10.8
まちづくり講演（六日区）	2009.10.12
視察研修の受入（近江八幡市）	2009.11.19
いつも放課後プロジェクト～人材ネットワーク事業～設立ミーティング	2009.7～3（全9回）

2010 年

■コミュニティ景観づくり

天王区　花と緑の春まつり（コンテナ制作・鉢の植えかえ、カフェ）	2011.3.27
新富区　コンテナづくり	2010.6.20
JR芦原温泉駅前　イルミネーション点灯式	2010.11.13

■旅のプログラムづくり

北潟国有林　森林体験プログラム　サイクリング　サポート	2010.10.24
北潟国有林　森林体験プログラム　クラフト講座　MY森づくり講座	2011.1.22
大野市「ノーム自然環境教育事務所」ネイチャーセラピスト養成講座　サポート	2010.10.28

■まちの魅力づくり（awarart自主企画）

地元の人にきく あわらの歩き方～吉崎御坊編～	2010.5.1
弐 00 年堂 1 周年新装開店祭（主催：麺類組合青年部）	2010.8.18
特産品や本陣飾りなど歴史・文化の情報発信拠点「あわらんてな」の改装・展示支援（主催：あわら市商工会）	2010.8～12
金津祭りや本陣飾りの歴史と今後について区長と語る座談会（あわらんてな）	2010.8.30
「鬼師」西郡正義氏による金津で造られた越前瓦の夜話会（あわらんてな）	2010.11.19
金津高校生による「まーくんのバルンショー」	2011.2.26
金津まちあるき「地元の歴史ガイドや歴史拠点の発掘」	2010.11.12

■まちの魅力づくり（tempoレンタル事業）

音楽の交差点～県内アーティストによる合同ライブ演奏～	2010.4.29
明日は何処へ行こう展～坪井稔氏による公開制作・個展～	2010.5.2～23
カイロ施術体験（カイロプラクテッィク総癒館）	2010.5.13
ハンドアロママッサージ講座	2010.5.26、7.29
チャリティー手相占い（カンボジア孤児院寄付）	2010.8.8
丸山和子氏と土田清香氏による水彩画展	2010.8.17～31
ぼーらめーら・もりみちプロジェクト写真展（写真部　ぼーらめーら）	2010.12.5～23
写真部ぼーらめーら　ミーティング	2010.5.11、12.2、12.23
自然を愛する会　ミーティング	2010.10.18、10.21、11.9
緑のふるさと協力隊活動写真展	2011.2.12～20
カナーズ美術部展 in コミュニティスペース tempo（金津高校美術部）	2011.2.25～3.3
生け花体験教室	2010.4～2011.3（月1）
布小物づくり講座	2010.4～2011.3（月1）

■人材ネットワーク

いつも放課後プロジェクト　開校ウィーク～生け花遠足、健康講座、アロマ講座、郷土料理、農村交流～	2010.4.9～4.18
いつも放課後プロジェクト　もりみちプロジェクト-Grass WorkShop～農業体験と農村支援　草刈しよう～（金津　清滝）	2010.4.17、5.16、6.13、7.18、8.22
いつも放課後プロジェクト　第 2 弾　もりみちプロジェクト-Grass WorkShop～米の販売・販路開拓～	2010.10～2011.3
各種団体交流事業 「金津っ子ランド」～科学実験教室～（主催：金津小学校 P TA）	2010.11.12
いつも放課後プロジェクト　修学旅行（愛知県　国際デザインセンター、逢妻交流館、佐久島）	2011.3.5～6

特定非営利活動法人 awarart　定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人 awarart という。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を福井県あわら市温泉１丁目 221 番地に置く。

第２章　目的および事業

（目的）
第３条　この法人は、生活者や来訪者に対して、あわら市の資源（地、生業、ひと、歴史、文化、アート）を活かした暮らしや旅の提案や市民が主体となったまちづくりに関する事業を行い、次世代へつながる持続的な地域づくりに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
(1)まちづくりの推進を図る活動
(2)環境の保全を図る活動
(3)経済活動の活性化を図る活動

（事業）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。
(1)　美しいコミュニティ景観づくり事業
(2)　旅のプログラムづくり事業
(3)　まちの魅力づくり事業
(4)　人材ネットワークづくり事業

第３章　会員

（種別）
第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
(1) 正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人
(2) 賛助会員　この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

（入会）
第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。
２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金および会費）
第８条　会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1)　退会届の提出をしたとき。
(2)　本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
(3)　継続して２年以上会費を滞納したとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）
第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第 11 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　この定款等に違反したとき。
(2)　この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）
第 12 条　既納の入会金と会費およびその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員等

（種別および定数）
第 13 条　この法人に次の役員を置く。
(1)　理事　３人以上６人以内
(2)　監事　１人以上２人以内
２　理事のうち、１人を理事長、２人を副理事長とする。

（選任等）
第 14 条　理事および監事は、総会において選任する。
２　理事長および副理事長は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）
第 15 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
３　理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
４　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。
(2)　この法人の財産の状況を監査すること。
(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5)　理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第 16 条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
３　補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
４　役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければ

ならない。

（欠員補充）
第 17 条　理事または監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第 18 条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第 19 条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）
第 20 条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。
２　職員は、理事長が任免する。

第５章　総会

（種別）
第 21 条　この法人の総会は、通常総会および臨時総会の２種とする。

（構成）
第 22 条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第 23 条　総会は、以下の事項について議決する。
(1)　定款の変更
(2)　解散
(3)　合併
(4)　事業計画および収支予算ならびにその変更
(5)　事業報告および収支決算
(6)　役員の選任または解任、職務および報酬
(7)　入会金および会費の額
(8)　借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄
(9)　事務局の組織および運営
(10)　その他運営に関する重要事項

（開催）
第 24 条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第 15 条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第 25 条　総会は、第 24 条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
２　理事長は、第 24 条第２項第１号および第２号の規定による請求があったときは、その日から 30

日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第 26 条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第 27 条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第 28 条　総会における議決事項は、第 25 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第 29 条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第２項、第 30 条第１項第２号および第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第 30 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時および場所
(2)　正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要および議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第６章　理事会

（構成）
第 31 条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第 32 条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第 33 条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第 15 条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第 34 条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、第 33 条第２号および第３号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第 35 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）
第 36 条　理事会における議決事項は、第 34 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第 37 条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、第 36 条第２項、第 38 条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第 38 条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時および場所
(2)　理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要および議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第７章　資産および会計

（資産の構成）
第 39 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立当初の財産目録に記載された資産
(2)　入会金および会費
(3)　寄付金品
(4)　財産から生じる収入
(5)　事業に伴う収入
(6)　その他の収入

（資産の区分）
第 40 条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）
第 41 条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第 42 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第 43 条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業計画および予算）
第 44 条　この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第 45 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定および使用）
第 46 条　予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加および更正）
第 47 条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

（事業報告および決算）
第 48 条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第 49 条　この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり 9 月 30 日に終わる。

（臨機の措置）
第 50 条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散および合併

（定款の変更）
第 51 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第３項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。
（１）　主たる事務所および従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの。）
（２）　資産に関する事項
（３）　公告の方法

（解散）
第 52 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第 53 条　この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第３項に掲げる者のうち、あわら市に譲渡するものとする。

（合併）
第 54 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第 55 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章　雑則

（細則）
第 56 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	奥　村　隆　司
副理事長	京　野　邦　一
副理事長	大　橋　広　子
理事	堀　田　あけみ
同	鈴　木　奈緒子
監事	山　本　篤
同	北　浦　博　美

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成 22 年 11 月 31 日までとする。

４　この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

５　この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 21 年 9 月 30 日までとする。

６　この法人の設立当初の入会金および　　会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1)　正会員
　入会金　0 円
　年会費　10,000 円

(2)　賛助会員
　入会金　0 円
　年会費　5,000 円